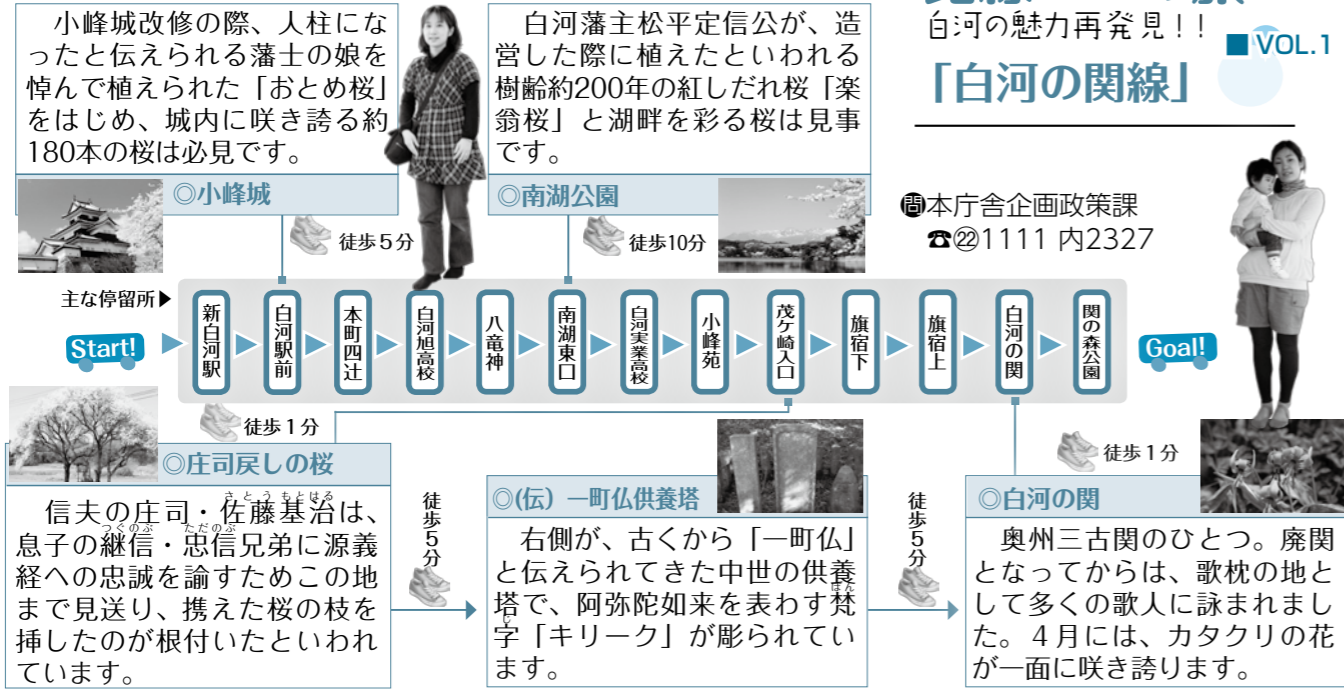


多くの皆さんに路線バスを利用していただくため、今月号からバス路線沿線の魅力をシリーズでご紹介します。

今回は、新白河駅と旗宿地区を結ぶ「白河の関線」をご紹介します。白河の関線の沿線には、史跡名勝とともに桜の見所がたくさんあります。今年のお花見は、路線バスで出掛けてみませんか。

路線バスの旅 白河の魅力再発見!! VOL.1 「白河の関線」

本庁舎企画政策課
☎1111 内2327



多くの皆さんに環境に対する意識を高めていただくため、今月号から市民参加型の環境シリーズをお届けします。

3S広場 (Shirakawa. Second. Shop) について

3S広場は、市民の消費生活の利便性の向上と「もったいない」の意識を高めることを目的に、リユース（再利用）を促進するものです。一般家庭において不用になった家庭用品などで、まだ使える物を必要とする方に譲るため、不用品情報の登録と提供を行いますので、ご利用ください。

なお、登録された不用品情報は、広報白河・市ホームページでご覧いただけます。

■登録について

再利用できる物を「譲りたい」方または「譲ってほしい」方は、登録申請書に必要事項を記入のうえ、（※写真がある場合は添付）本庁舎生活環境課・各庁舎市民福祉課に提出してください。

■取引について

①広報白河・市ホームページに掲載してある品物を

「譲ってほしい」方は、本庁舎生活環境課・各庁舎市民福祉課にお申し込みください。

②譲りたい方・譲ってほしい方双方に名前・電話番号をお知らせしますので、直接交渉してください。

③交渉成立の際には、必ず交渉成立の連絡を担当窓口にご連絡ください。

■注意事項

●登録料、紹介料は無料で、登録期間は3か月です。

●現品は、市でお預かりできません。当事者同士での確認、交渉となります。

●取引に係る交渉や取引された品物に関して、故障・欠陥などによる苦情やトラブルが生じた場合でも市では一切責任を負いません。

●この制度の対象者は、本市にお住まいの方で、営利を目的とする方は登録できません。

本庁舎生活環境課 ☎1111 内2165
各庁舎市民福祉課 表郷 ☎2113 大信 ☎463974 東 ☎342113



白河市の観光、さらなる高みへ

白河観光協会が新しくなります

「白河観光協会」は、これまで任意団体として活動してきましたが、民間のノウハウを取り入れ、多様化する観光ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようにするため、平成22年度から代表者を現在の市長から民間に移し、法人化を図るなどの体制強化に向けた決定を行いました。

同会は、事業に制限のない一般社団法人化を視野に検討を重ねていましたが、すでに法人格を有し、市内観光施設の管理運営業務を展開している「㈱白河市都市整備公社」に業務を引き継ぎ、新組織に再編することになりました。このことにより、体制の強化とともに観光施設管理と観光誘客の一元化が図られ、誘客促進につながります。

今後は、新たな会員の加入促進を行い、さらなる組織強化と活性化を推進していきます。

●法人化の目的

- ①事業に関してあらゆる権利義務の主体となることを通じ、社会的信用の向上を図ります。
- ②民間主導の体制にすることにより、多様化する観光ニーズ、物産を取り巻く状況に柔軟かつ迅速に対応します。

●業務内容

- ①自主事業 那須白河会津観光推進協議会、新白河広域観光連盟等との連携による広域観光への取り組み、新たな旅行プランなどの観光メニューの開発、パンフレット・ポスター・ホームページなどの広報媒体を生かした誘客促進、物産・特産品の紹介、販路拡張など。
- ②受託事業 桜まつりなど事業主体としてのイベント開催、旅行エージェント招へいなどの誘客宣伝。これまで白河市都市整備公社が受託してきた南湖翠楽苑等の観光施設管理や霊園管理など。
- ③収益事業 観光土産品展示販売、売店事業、絵葉書等の販売など。

●名称及び事務所の位置

名称については、対外的に「観光業務団体」をアピールする「観光物産」を冠した「㈱白河観光物産協会」を予定しています。事務所は、観光客等への便宜を図るため、観光案内所を兼ねた新事務所をJR白河駅構内に開設する予定です。開設までは、市役所本庁舎地下の旧白河市都市整備公社事務所で業務を行います。

●観光協会会員について

白河観光協会は、3月31日をもって解散しました。現会員については、原則として、新組織へ移籍していただくこととし、新たに入会申込書を提出していただいています。

本庁舎商工観光課 ☎1111 内2214